

議 案 第 103 号

松戸市立小中学校空調設備整備 P F I 事業者選定委員会条例の制定について

松戸市立小中学校空調設備整備 P F I 事業者選定委員会条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 24 日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

市立小中学校空調設備整備 P F I 事業に係る契約の相手方の選定等に当たり、教育委員会の附属機関を設置するため。

松戸市立小中学校空調設備整備 P F I 事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市立小中学校空調設備整備 P F I 事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、松戸市立小中学校空調設備整備 P F I 事業（以下「空調設備整備 P F I 事業」という。）の実施及び空調設備整備 P F I 事業の事業者（以下「事業者」という。）の選定に関し、松戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第5条の規定に基づく空調設備整備 P F I 事業の実施方針の策定に関する事項
- (2) 法第7条の規定に基づく特定事業の選定に関する事項
- (3) 事業者募集要項及び事業者選定基準の策定に関する事項
- (4) 事業者となろうとする者の審査に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 選定委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 本市の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から平成29年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 選定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 選定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定委員会委員	日額 8,500円
-----------------------------	-----------

(この条例の失効)

3 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。